

令和4年第12回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年12月27日(火) 13時43分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (名)	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長 堀ノ内 敬久 主幹兼グループ長 下久保 弘 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 藤原 卓也 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主 事 鵜瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 13時43分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和4年第12回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に

	議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議はございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	それでは、事務局報告が終わりましたのでさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転3件、利用権設定42件、中間管理権の設定15件、合計60件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が12件提出されております。 ここで、令和4年9月定例総会において、「あっせん会議」を開催することに決定した案件につきまして、あっせん委員長の9番委員よりその結果の報告をお願いいたします。 9番委員お願いいたします。
9番委員	はい。令和4年第12回霧島市農地利用最適化推進会議資料集の議案第2号農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の2番と3番については、令和4年10月19日にあっせん会議を開催しましたので、霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規定第8条に基づき結果を報告をいたします。 あっせん規定第3条に基づき、農業委員9番委員と、農地利用最適化推進委員10番委員の2名があっせん委員に指名され、あっせん規定第7条に基づき、農業委員9番委員をあっせん委員長とし、双方の意向を聴取し会議を進めました。譲渡人は、2番が※※さん、3番が※※さんであり、買受人は、2番3番共に※※さんに決定いたしました。また、売買価格については、倉庫込みで10a当たり税込み※※円に決定いたしました。以上、あっせん会議についての報告を終わります。
議長（会長）	はい。ありがとうございました。「あっせん会議」の報告がありましたが、これらも含めまして、農地利用最適化推進会議において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転3件、筆数9筆、面積13,738㎡。利用権設定42件、筆数68筆、面積108,902㎡。中間管理権設定15件、筆数17筆、面積34,113㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。よろしいでしょうか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案

	第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 12 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺 1 を 8 番委員。
8 番委員	2 号 1 番を報告します。申請地はみそめ館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 1,938 m ² であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、農機具は随時揃えられるそうです。以上報告します。
議長（会長）	次に、国分 2、3 を 13 番委員。
13 番委員	はい。2 号 2 番、3 番を続けて報告をいたします。 まず、2 号 2 番です。申請地は広瀬のため、現地調査は 4 番委員に行っていたいております。耕作中の田んぼであるということで、本人の聞き取りの結果も本人が耕作をされているという状況であります。申請地は市営西山団地の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,833 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 2 号 3 番について報告をいたします。申請地は国分南小学校の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,297 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 4 を 18 番委員。
18 番委員	2 号 4 番を報告いたします。申請地は重久公民館の北西に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 19,434 m ² で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 5 を 1 番委員。
1 番委員	2 号 5 番。申請地は岩穴公民館の北東と南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以

	<p>外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 23,177 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく溝辺 6 を 3 番委員。</p>
3 番委員	<p>2 号 6 番を報告いたします。地区担当の 1 番委員が現地を確認していただいております。申請地は石井口公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 15,326 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、霧島 7 を 2 番委員。</p>
2 番委員	<p>議案第 2 号 7 番。申請地は栢田自治公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 14,038 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告をいたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人 8 を 5 番委員。</p>
5 番委員	<p>2 号の隼人 8 は、現地調査は福山町になるので 15 番委員に行ってもらいました。報告します。申請地は福沢地区公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,468 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人 9 を 7 番委員。</p>
7 番委員	<p>2 号 9 番について報告をいたします。申請地は鹿児島空港の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 95,505 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人 10 を 10 番委員。</p>
10 番委員	<p>2 号 10 番について報告をいたします。7 番委員に現地調査をしてもらっております。申請地は高畑公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,345 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に、福山 11、12 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	はい。代理報告をいたします。 まず、2 号 11 番について。申請地は市営第 2 大塚団地の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 13,063 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 2 号 12 番について報告いたします。現地調査は 15 番委員にお願いをしました。申請地は川路原構造改善センターの東に位置し、現況は畑である。申請地の※※に受人の※※さんが使用収益権を設定している。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 57,968 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。ご苦労さまでした。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
6 番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
6 番委員	11 番の受人が宮崎市になってますけど、ちょっと教えてください。
議長（会長）	はい。私の方で報告をさせていただきます。現在、※※さんのすぐ斜め上に事務所を持っておられまして、ここに住まわれていらっしゃいます。まだ、仮の住所みたいなんですけど、まだ移してはいないようですが、ここで従業員の方と二人で生活しながら、林業関係なんですけど、杉を植えてその穂をとって、その穂を刺して苗木を作るという仕事をされておられます。ちょうどすぐ事務所の近くということで、農振農用地ではなかったんですけど、あっせんが出たものですから私の方でもっていったところになります。今回 3 条なんですけど、これまでも何筆か 3 条でそういったところを許可している案件です。以上です。よろしいでしょうか。
6 番委員	はい。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 3 号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	それでは議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 1 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 牧園 1 を 8 番委員。
--------	--

8 番委員	3 号 1 番を報告します。申出地は尾谷口公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、令和 4 年 7 月頃クヌギを植えてしまったという始末書が添付されている。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。植林済み、クヌギですね。
8 番委員	はい。
議長（会長）	追認ということですが、只今の報告につきまして、何かご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外 1 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 溝辺 1 を 3 番委員。
3 番委員	4 号 1 番について報告をいたします。申請地は麓原地区自治公民館の北東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和 63 年頃一般住宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われまます。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われまます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われまます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われまます。以上です。
議長（会長）	はい。調査員の報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	それでは次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 19 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 と 2 を 8 番委員。
8 番委員	5 号 1 番を報告します。申請地は春山公民館の南東に位置し、現況は工事用仮設道路、残土置場である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当するものと思われまます。転用目的は工事用仮設通路、残土置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われまます。

	<p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和5年2月7日から令和6年2月6日までで、一時転用期間終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>続けて5号2番を報告します。申請地は上小川小学校の北西に位置し、現況は現場事務所2棟、仮設トイレ1棟、駐車場、資材置場である。なお、令和4年11月頃現場事務所2棟、仮設トイレ1棟、駐車場、資材置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所2棟、仮設トイレ1基、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和5年1月10日から令和5年3月10日までで、一時転用期間終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分3、4を9番委員
9番委員	<p>それでは3番、4番続けて報告をいたします。</p> <p>5号3番。申請地は国分北小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は仮設現場事務所1棟、駐車場、仮設トイレ1基、倉庫1棟、資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和5年1月15日から令和5年4月30日までで、一時転用期間終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>5号4番。申請地は国分南小学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は事務所1棟、倉庫2棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地5条許可地の2,103㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,377㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分5、6、7を4番委員。
4番委員	<p>5号5番から7番まで続けて報告いたします。</p> <p>まず、5号5番。申請地は野口公民館西集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲7区画、通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号6番を報告いたします。申請地は天降川小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号7番を報告いたします。申請地は天降川小学校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地</p>

	<p>については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分 8 から 10 まで 17 番委員。</p>
17 番委員	<p>8 番から 10 番までを続けて報告いたします。</p> <p>5 号 8 番。申請地は久保田公民館の南西に位置し、現況は造成済でございます。なお、昭和 62 年 9 月 5 条許可で造成のみという経緯書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、車庫兼物置 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地 329.23 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 428.23 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 9 番。申請地は川原小学校の北に位置し、現況は造成済でございます。なお、令和 4 年 10 月頃造成してしまったという始末書が添付されております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所 1 棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 1 月 10 日から令和 5 年 4 月 11 日までで、一時転用期間終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われま。</p> <p>続きまして 5 号 10 番。申請地は上小川小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分 11 から 13 まで 18 番委員。</p>
18 番委員	<p>5 号 11 番から 13 番まで続けて報告させていただきます。</p> <p>5 号 11 番。申請地は府中地区公民館の南西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は宅地分譲 6 区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。また、隣接地宅地の 424.19 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 1,572.19 m²であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。</p> <p>次に、5 号 12 番。申請地は市営第 3 重久団地の南東に位置し、現況は畑であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は宅地分譲 1 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。</p> <p>次に、5 号 13 番。申請地は国分北小学校の東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は建売住宅 6 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。ちなみに備考欄に書いてありますが、平成 16 年 7 月 26 日に 5 条許可を得ましたけども不履行という経緯となっています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思わ</p>

	れます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ れます。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 14 を 3 番委員。
3 番委員	5 号 14 番を報告いたします。申請地は市営第 1 陵南団地の北に位置し、現況は造成済である。 なお、令和 3 年 12 月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分 は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設 するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除 計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基 準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 15 から 17 まで 5 番委員。
5 番委員	5 号 15 番を報告します。申請地は野久美田公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区 分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するも のであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書 に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満 たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 5 号 16 番を報告します。申請地は真孝西集会所の南に位置し、現況は不耕作であ る。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は遊技場バッ ティングセンター 1 棟、駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思 われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと 思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われ る。 続きまして 5 号 17 番を報告します。申請地は富隈地区公民館の南東に位置し、現況は畑であ る。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は 宅地分譲 4 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接 地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。ま た、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告 します。
議長（会長）	同じく隼人 18、19 を 10 番委員。
10 番委員	5 号 18 番、19 番を続けて報告いたします。 5 号 18 番。申請地は日当山駅の北に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市 計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画、通路を建設する ものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画 書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も 満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。 続きまして 5 号 19 番。申請地は中道公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建 設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防 除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般 基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上報告を終わります。
議長（会長）	はい。ご苦労さまでした。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご 意見、ご質疑等はございますか。
17 番委員	ちょっといいですか。
議長（会長）	はい。どうぞ。

17 番委員	1 番から 3 番まで一時転用が出ています。ちょっと確認をさせていただきたいんですが、国分の 1 番。以前、一時転用が出ていませんでしたか。
議長（会長）	はい。事務局の方で。
事務局	一時転用が出ております。県の工事が今回 3 工区目の継続で、通路については 3 年目の延長になります。
17 番委員	延長ですね。縦に長い所が以前出ていたところですよ。
事務局	通路です。資材置場の方も一時転用で。期限がもうすぐ切れるものですから、工事はまだ続くので一時転用の延長で再度出ているという内容になります。
17 番委員	分かりました。もう 1 点。国分の 3 番でございます。一時転用ということで、田んぼの真ん中なものですから何の一時転用ですか。
事務局	これも事業は公共工事の転用で、この場所は知り合いだったので、現場の近くということで借りたいということです。転用期間も田んぼの前までには終わるということです。
17 番委員	何の、どこの工事があるんですか。
事務局	工事名までは聞いていないのですが、市道の工事というのは聞いています。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
17 番委員	分かりました。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、1 月 10 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 国分 1 を 9 番委員。
9 番委員	6 号 1 番。申請地は国分南小学校の北に位置し、現況は不耕作である。当初転用目的は事務所 1 棟、倉庫 2 棟、駐車場であった。今回の転用目的は事務所 1 棟、倉庫 2 棟、駐車場、2,377 m ² を建設するものである。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じて用水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労さまでした。報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案

	第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は、承認することに決定をいたしました。以上で、令和 4 年第 12 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和 4 年第 12 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 最後に、今年も残すところあと僅かとなりました。皆様方におかれましては、農業委員として 1 年間様々な活動をしていただきました。本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。来年が皆様方にとってより良い年となりますよう、心よりご祈念申し上げまして、本日はこれにて散会いたします。どうぞ良いお年をお迎えください。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉 会 14 時 38 分